

**熊本県告示第491号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年5月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小池竜田線	熊本市沼山津三丁目 788番1地先から 熊本市桜木二丁目 24番1地先まで	143.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年5月20日

**熊本県告示第492号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年5月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	鹿本郡鹿本町大字中川字木山 1130番7地先から 同所 字高岸 1786番1地先まで	175.0	緊道整 (交安)

2 供用開始する期日 平成16年5月24日

**熊本県告示第493号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成16年5月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	日 田 鹿 本 線	鹿本郡菊鹿町大字矢谷字下威 1112番 地先から 同所 字中村 111番2地先まで	前	9.3 ～ 64.0	2,966.5	旧道移管
		鹿本郡菊鹿町大字矢谷字下威 1102番2地先から 同所 字水正平 679番6地先まで		4.2 ～ 13.6		
		鹿本郡菊鹿町大字矢谷字下威 1112番 地先から 同所 字中村 111番2地先まで	後	9.3 ～ 64.0	2,966.5	